

**豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業**

**事業者評価基準**

**豊田市**

# **豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業事業者評価基準**

## **第1 総則**

本事業者評価基準（以下「評価基準」という。）は、豊田市（以下「市」という。）が実施する豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業（以下「本事業」という。）において、契約の基本協定、売買契約の相手方となる民間事業者を適切に選定するための評価基準を示すものである。

なお、本評価基準で使用する用語の定義は、別に定める「豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業実施要綱」の規定による。

## **第2 評価方法・体制**

### **1 評価方法**

事業者より提出された提案書等については、本評価基準に基づき、園舎等の供給体制、園舎等の配置計画、事業実施計画、新たな取組、売買価格等を総合的に評価し、総合評価点が最も高い事業者を選定事業者として決定するものとする。

### **2 評価体制**

提案内容の評価に当たっては、本評価基準に関する審議、事業者から提出された提案書等の評価及び事業者の選定を行う選定委員会を設けることとし、その詳細を第5に定める。

### **3 評価手順**

本評価は、参加資格要件、施工実績、売買価格及び提案により評価する。なお、参加資格要件、売買価格のいずれか1つでも要件を満たしていない場合は、失格とする。

※参加表明時に提出した「資料2-1から資料2-1-1（添付資料含む）」は、参加資格要件を確認するだけでなく、第3-2-2-1（表-1）に記載された事業者の評価に使用します。

## **第3 評価の項目・基準・配点**

### **1 参加資格評価**

豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業 事業者募集要領（以下「要領」という。）第4の2に定める参加資格要件を満たす者であること。

### **2 事業者選定**

事業者選定は次に示す評価方法・項目・配点・事業者へのヒアリングに基づき実施するものとし、選定委員の評価点の合計により評価する（合計100点）。

## 2-1 事業者の評価（20点）

事業者の評価は特記がない限り、表-1に示す評価項目に対する得点を決定する。

（表-1）事業者の評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
園舎等の供給体制（建築設計を担当する者）に関する提案	①応募者の実績	5
	②配置技術者の経験・資格	5
園舎等の供給体制に関する提案	①児童福祉法で規定する保育所又は幼保連携型認定こども園の新築、増築等又は改修の施工実績及び公共工事の受託実績	4
	②配置技術者の経験・資格及び公共工事の管理実績（現場代理人または監理技術者の監理実績と資格保有状況）	6
<b>合計</b>		<b>20</b>

## 2-2 提案内容の評価（80点）

定量的事項は、基準配点を80点とし、表-2に示す評価項目に対する得点を決定する。

（表-2）提案内容の評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
園舎等の配置計画、平面計画、仕様に関する提案	①園児が安全で快適に過ごすことができる空間になっているか評価(園児の目線等)	6
	②園児の安全等を管理しやすい空間になっているか評価	4
法解釈	既存建物等への影響を踏まえた建築関係法令の解釈の妥当性	10
事業実施計画等に対する提案	①引渡しまでの事故防止・安全対策等に関する取組	12
	②豊田市の様々な施策や取組を推進する提案	4
	③豊田市内に事務所又は事業所を有する事業者の参画状況	6
	④事業期間を短縮する提案	8
園舎等の売買提案価格	廉価で要求水準を備えた売買提案価格	30
<b>合計</b>		<b>80</b>

## 第4 選定事業者の決定

市は、事業者ヒアリングを実施した後に採点を行い、総合評価点が最も高い者を事業者として選定し、選定事業者の次に総合評価点の高い者を次点者として1者選定する。

なお、市は選定事業者との間で優先的に基本協定の合意に関する協議を行うものとし、選定事業者との協議が調わない場合に、次点者と協議を行うものとする。

## 第5 選定委員会

- 1 選定委員は次のとおりとする。
  - ① 豊田市こども・若者部 副部長（会長）
  - ② 豊田工業高等専門学校 教授 竹下 純治（建築）
  - ③ 豊田市公立こども園 指導主事
  - ④ 豊田市こども・若者部 保育課長
  - ⑤ 豊田市都市整備部 専門監（開発調整・建築・定住促進担当）
- 2 選定委員会の事務局は、豊田市こども・若者部保育課とする。
- 3 事務局は、提案書等を評価する必要があるときは、会長に委員会の開催を要請する。
- 4 会長は、各選定委員に選定委員会への出席を要請し、選定委員は、当該要請に応じて選定委員会に出席する。
- 5 選定委員会は、委員の過半の出席をもって成立するものとする。
- 6 会長は、委員会の議事進行を行う。
- 7 会長は、やむを得ない事情で委員会に出席できないときは、こども・若者部保育課長に会長の任を委任することができる。
- 8 会長は、委員がやむを得ない事情で委員会に出席できないときは、当該委員が指名する代理人について、他の委員に諮って承認することができる。
- 9 事務局は、参加者の構成及び資格、基本的事項その他提案事項に関して、事前に応募者毎のとりまとめを行い、委員会に報告する。
- 10 選定委員会は、出席した委員の過半の同意により、基本的事項、定性的事項及び定量的事項等の評価し、評価基準に基づき、事業者を選定する。
- 11 その他、選定委員会の運営等に当たって必要な事項は、会長が委員に諮って決定する。